

現役並み所得者 **3割**

負担割合

一般 **1割**



保険給付は、老人保健と変わりません。医療機関などでの窓口負担割合は、一般の方で1割、現役並み所得者は3割負担となります。

保険給付は老人保健と同じです

被保険者になる方

◆75歳以上の方
(75歳の誕生日から)

◆65歳以上74歳以下の方
一定の障害をお持ちの方
(広域連合の認定を受けた日から)

◆高額療養費が
給付されます

1カ月の医療費の自己負担額が高額となった場合には、限度額を超えた分が支給されます。

◆新たに「高額介護合算療養費」が給付されます

後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担限度額の合算額が高額になり、新たに設けられる限度額を超えた場合には、その限度額を超えた分が「高額介護合算療養費」として支給されます。

※どちらも申請が必要で、認められた場合に支給されます。



75歳以上の高齢者の医療制度が変わります

平成20年4月から

後期高齢者医療制度が

はじまります

平成20年4月から、75歳以上（一定の障がいをお持ちの方は65歳以上）の高齢者の方は、新たに独立した医療制度となる「後期高齢者医療制度」で医療を受けることとなります。

これまでの老人保健制度では、国民健康保険や健康保険組合に加入しながら対象となっていました。新制度では新たに独立した医療制度となるため、対象者の皆さんは、国民健康保険や健康保険組合などから移ることとなります。

また、この新制度により、新たに被保険者証が交付され、加入者全員で保険料を負担していただくこととなります。

医療給付費

約1割	被保険者の保険料
約4割	後期高齢者支援金 国民健康保険 健康保険組合など
約5割	公費 公費負担割合 ・国 4/6 ・県 1/6 ・市 1/6

◆保険料の納め方
年額18万円以上の年金を受け取っている場合には、年金から保険料が天引きされます。それ以外の場合は、口座振替や納付書によって市町村に納めます。

保険料の決まり方



※保険料率や所得の低い方に対する均等割額の軽減措置などは、今後決定されます。

均等割額
(被保険者全員が頭割りて負担)

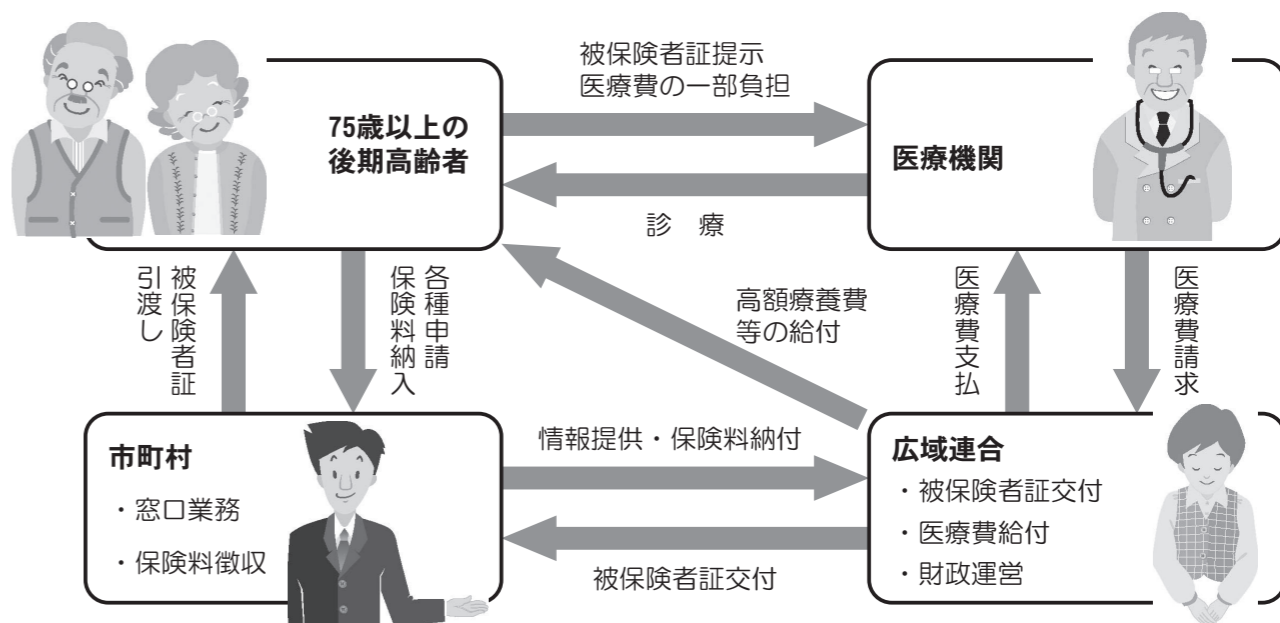
+

所得割額
(被保険者の所得に応じて負担)

保険料は加入者（被保険者）全員が納めます

制度のしくみ

後期高齢者医療制度は、県内の全市町村が加入する「福島県後期高齢者医療広域連合」が運営主体となり、市町村と連携して事務と財政運営を行います。



福島県後期高齢者医療広域連合とは？

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療の事務および財政運営を行うために、県内すべての市町村が加入して平成19年2月1日に設立された特別地方公共団体です。

福島県後期高齢者医療広域連合
福島市中町8-2 福島県自治会館2階 TEL 024-528-9025
FAX 024-521-0254
ホームページ <http://fukushima-kouikirengou.lineup.jp/>

◆問い合わせ先 市民課 国保年金係 (☎内線126・127)